

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

ウォンテッドリー株式会社

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 業績等の概要	11
2. 生産、受注及び販売の状況	12
3. 対処すべき課題	13
4. 事業等のリスク	14
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	19
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	23
第4 提出会社の状況	24
1. 株式等の状況	24
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	48
1. 連結財務諸表等	49
(1) 四半期連結財務諸表	49
(2) その他	54
2. 財務諸表等	55
(1) 財務諸表	55
(2) 主な資産及び負債の内容	83
(3) その他	84
第6 提出会社の株式事務の概要	85
第7 提出会社の参考情報	86
1. 提出会社の親会社等の情報	86
2. その他の参考情報	86

第二部 提出会社の保証会社等の情報	87
第三部 特別情報	88
第1 連動子会社の最近の財務諸表	88
第四部 株式公開情報	89
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	89
第2 第三者割当等の概況	90
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	90
2. 取得者の概況	92
3. 取得者の株式等の移動状況	93
第3 株主の状況	94
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】 平成29年8月10日
【会社名】 ウォンテッドリー株式会社
【英訳名】 Wantedly, Inc
【代表者の役職氏名】 代表取締役 仲 晓子
【本店の所在の場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】 03-6369-2018
【事務連絡者氏名】 執行役員 吉田 祐輔
【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】 03-6369-2018
【事務連絡者氏名】 執行役員 吉田 祐輔

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月
営業収益 (千円)	1,019	34,454	169,405	450,657	840,284
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△11,343	△4,885	7,060	△2,588	120,859
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△11,523	1,817	3,717	△2,669	77,803
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	21,500	121,820	121,820	221,900	225,950
発行済株式総数 (株)	1,492	1,668	1,668	102,304	102,394
純資産額 (千円)	21,840	224,298	228,015	425,505	461,380
総資産額 (千円)	24,557	228,510	303,751	571,105	725,064
1株当たり純資産額 (円)	14,638.73	134,471.49	136,700.04	83.18	102.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△8,645.24	1,206.06	2,228.54	△0.53	15.84
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.9	98.2	75.1	74.6	63.6
自己資本利益率 (%)	—	0.8	1.6	—	17.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	36,455	182,641
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△184,972	△6,860
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	200,040	△41,956
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	302,708	436,532
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1 (—)	5 (—)	15 (9)	27 (8)	40 (5)

(注) 1. 上記期間については子会社が存在せず、当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期、第4期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場で

あるため、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第2期及び第5期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
8. 当社は、第5期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第2期、第3期及び第4期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイム、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 第5期及び第6期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
11. 当社は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算出しております。
12. 当社は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期及び第4期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月
1株当たり純資産額 (円)	4.88	44.82	45.57	83.18	102.01
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△2.87	0.40	0.74	△0.53	15.84
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の創業者である仲曉子は、Facebook Japan株式会社でソーシャルメディアの日本や世界における急激な拡大を経験し、ソーシャルメディアが社会に与える大きな可能性に着目し、従来は画一的だった会社と人の出会いを変えようと「Wantedly」の基本概念を考案し、その後当社を設立しております。

年月	概要
平成22年9月	東京都渋谷区において、インターネットを利用した各種サービスの企画・開発・運営を目的としてフューエル株式会社を設立
平成23年9月	商号をウォンテッド株式会社に変更
平成24年2月	ビジネスSNS（※1）プラットフォームの前身として、会社訪問マッチングサービス（※2）「Wantedly（ウォンテッドリー）」（現 Wantedly Visit）のサービス開始
平成24年3月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成25年11月	商号をウォンテッドリー株式会社に変更
平成25年11月	本社を東京都港区白金台三丁目に移転
平成27年6月	本社を東京都港区白金台五丁目に移転
平成27年6月	株式会社日本経済新聞社と資本業務提携に関する契約を締結
平成28年1月	ビジネスチャット「Sync」（現 Wantedly Chat）のサービスを正式リリース
平成28年2月	業務効率化ツール口コミサイト「Wantedly Tools」リリース
平成28年3月	メディアプラットフォーム「Wantedly Feed」リリース
平成28年4月	クリエイター向けのポートフォリオサービス「Case by Wantedly」リリース
平成28年11月	シンガポール子会社、Wantedly Singapore Pte. Ltd. を設立
平成28年11月	名刺管理アプリ「Wantedly People」リリース

※1 ビジネスSNSとは、ビジネスにおける”人と人”や”人と企業”のマッチング、ビジネス上でつながった人（現在や過去の同僚・取引先・ビジネスパートナー・知人など）とのコミュニケーション、自身の情報や共通の話題についての情報発信・情報交換等を目的として利用されるオンラインのサービスです。

※2 会社訪問マッチングサービスとは、給与や福利厚生といった「条件」によりマッチングして応募からすぐに採用面接に進むことを前提にした既存の求人サービスとは異なり、ビジョンや価値観への「共感」によって潜在転職者層を含む個人と会社のマッチングを行うオンラインサービスです。会社訪問マッチングにおいては、応募者が会社を訪問して応募者・会社の双方がお互いをよく理解するための気軽な面談を最初に行い、その後本格的な選考プロセスに進んでいくことを前提としております。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（ウォンテッドリー株式会社）及び子会社1社（Wantedly Singapore Pte. Ltd.）により構成されており、「シゴトでココロオドル人をふやす」というミッションのもと、全てのビジネスパーソンのためのプラットフォームとしてビジネスSNS「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しております。当該事業において、ビジョン・個性・価値観など従来の仕組みでは忘れられてきた観点でのビジネス上のつながりを創出・拡充し、より多くの働く人々が仕事に熱中して仕事を心から楽しめる状態（“シゴトでココロオドル”）をつくり、社会全体を活性化したいと考えております。

このミッションを実現するために、当社グループでは「最短距離の最大社会的インパクト」という方法論を掲げ、テクノロジーを中心とした拡張性の高い手法で、より多くの働く人々に当社グループのサービスを届けることを重視しており、この方針が当社グループの「プロダクト」「ビジネスモデル」「組織」に反映されております。

当社グループでは、働くすべての人が共感を通じて「あい（Discover）」「つながり（Connect）」「つながりを深める（Engage）」ためのビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しており、当該プラットフォームにおいて、会社訪問マッチングサービス「Wantedly Visit」、名刺管理アプリ「Wantedly People」、ビジネスチャット「Wantedly Chat」、メディアプラットフォーム「Wantedly Feed」等のサービスを提供しております。個人ユーザー・企業ユーザーは、これらのサービス間で「Wantedly（ウォンテッドリー）」のアカウントを共通して利用できるようになっており、プラットフォーム上のサービス間でのユーザーの遷移、それぞれのデータ・つながり情報やコンテンツの連携・融通につなげております。その結果として、単一サービスの展開と比較して、ビジネス上より多様な領域（利用シーン）・ユーザー層への価値提供を行うことができております。

なお、当社グループはビジネスSNS事業の単一セグメントとなります。

セグメント名称	主要提供サービス	サービス内容
ビジネスSNS事業	Wantedly Visit	会社訪問マッチングサービス。既存の求人サービスのような給与や福利厚生といった「条件」ではなく、ビジョンや価値観への「共感」による個人と企業・仕事のマッチングを提供。
	Wantedly Admin	Wantedly Visitへの募集掲載、Wantedly Feedへの記事投稿、募集に応募した候補者の管理などをを行うSaaS型企業ユーザー向け管理ツール。
	Wantedly People	名刺管理アプリ。複数枚の名刺を同時に読み取り、同時にデータ化してつながりを管理することが可能。加えて、つながりを強めるための話題提供機能を内包。
	Wantedly Chat	ビジネス利用に特化したチャットツール。社内・社外を横断して、仕事・プロジェクトを進めるためのコミュニケーションを素早く効率的に行うことが可能。Wantedly PeopleやCase by Wantedlyとも連携。
	Wantedly Feed	メディアプラットフォーム。働く個人や企業が、仕事や就職・転職におけるストーリー、ビジネスパーソンとしての知見、仕事観、組織の魅力やカルチャーなどを投稿し、発信・ブランディングすることができる。
	Wantedly Tools	社内で利用する様々な生産性向上ツールやサービスのソーシャル口コミサイト。レビュー情報を元にツールの利用検討ができるほか、ツール利用企業の特性も閲覧可能。ツール・サービス提供企業への販売支援サービスも内包している。
	Case by Wantedly	クリエイター、デザイナーのためのポートフォリオサービス。個人や企業が制作した作品やプロダクトを投稿し、発信するためのプラットフォーム。

「Wantedly」を利用する個人ユーザーは約80万人、企業ユーザーは2万3千社超となっております。また、当社グループビジネスSNSへの月間利用者数（※1）は150万人を超えており、先述の個人ユーザーのうち1ヶ月で1回以上当社サービスにアクセスした割合は約27%です。企業ユーザー、個人ユーザーとともに、新規ユーザーの獲得には、既存ユーザーによるサービス利用や口コミが起点となっております。企業ユーザーや個人ユーザーが「Wantedly Visit」、「Wantedly People」、「Wantedly Feed」上などで募集や記事などのコンテンツを公開・投稿して、登録企業の社員や個人ユーザーおよびそれらの友人などがソーシャルメディア上でコンテンツをシェアすることで、それを見た個人ユーザーが登録・応募や記事の閲覧を行ったり、他企業の人事担当者が自社のアカウントを開設したりすることが新規ユーザーの獲得につながります。また、平成29年8月期上半期の間に新規登録した企業ユーザーのうち広告経由は約32%であり、広告以外の経路で登録に至った企業ユーザーが過半数を占めております。

また、マッチングサービスである「Wantedly Visit」（企業側は管理ツール「Wantedly Admin」）に加えて、「Wantedly Feed」や「Wantedly People」を通して、個人ユーザ・企業ユーザの日常的・継続的な利用を促進しております。

「Wantedly」の個人ユーザ数、企業ユーザ数、月間利用者数の推移は以下のとおりです。

	個人ユーザ数 (人)	企業ユーザ数 (社)	月間利用者数 (人)
平成25年11月末	57,888	1,630	94,353
平成26年2月末	70,070	2,104	205,727
平成26年5月末	93,793	2,781	243,004
平成26年8月末	124,608	3,686	336,819
平成26年11月末	152,923	4,819	286,892
平成27年2月末	191,185	6,663	513,586
平成27年5月末	236,201	8,567	523,257
平成27年8月末	280,640	10,285	594,116
平成27年11月末	323,345	12,314	608,056
平成28年2月末	372,072	14,186	736,512
平成28年5月末	426,493	15,981	822,523
平成28年8月末	484,440	17,982	879,828
平成28年11月末	539,660	19,807	955,121
平成29年2月末	669,416	21,646	1,499,822
平成29年5月末	784,843	23,338	1,514,842

なお、平成28年11月にシンガポール子会社Wantedly Singapore Pte. Ltd.を設立し、アジアにおいて「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」のサービス展開を加速しております。

「Wantedly」上で運営するサービスにおいて、ユーザから直接的に収益を得ているもの又は収益化に向けて具体的な準備を進めているものは「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」「Wantedly People」「Wantedly Tools」「Wantedly Chat」の5つとなります。各サービスの詳細の説明は以下のとおりです。

※1 月間利用者数とは、当社が運営するサービスに登録の有無にかかわらず月間でアクセスした人数をブラウザベースもしくは端末ベースで集計した数値となります（サイトとアプリ間での重複は排除）。月間で同じ人が何度もアクセスした場合でも1人とカウントします。

(1) Wantedly Visit、Wantedly Adminについて

「Wantedly Visit」は、ビジョンを掲げる会社とそうしたビジョンに共感する個人との新しい出会いを提供するマッチングサービスです。当サービスでは、募集要項に関して給与や福利厚生といった条件面ではなく会社のビジョンや価値観による訴求を推奨しております。条件でのマッチングではなく、ビジョンや価値観でのマッチングを図るため、企業ユーザはWhy（なぜやるのか）、What（なにをやっているのか）、How（どうやっているのか）の3つのフレームワークを基に会社のビジョンを募集要項に表現します。

そして、それを企業で働く社員、社員の家族、友人、取引先などが応援（ソーシャルメディア上で拡散）することで、企業ユーザは、従来の給与や福利厚生などの条件面でのマッチングを提供してきた採用媒体では出会うことができなかった人材と出会うことができます。

日本における企業の数は412万社で、その内訳は従業員数1～4名の企業が約269万社（65.2%）、5～9名が約73万社（17.6%）、10～49名が約58万社（14.0%）、50～99名が約6万社（1.6%）、100名以上が約6万社（1.4%）と中小企業が中心となっております（※2）。また、日本の求人広告市場の規模は9,866億円、年間求人広告掲載件数は1,100万件に達しております（※3）。従来の人材採用サービスを提供する会社は、後者の大企業が顧客の中心となっている一方、「Wantedly Visit」を利用する企業は、創業直後のスタートアップや中小企業など大手人材採用サー

ビス事業者が顧客としてこなかった従業員数100名以下の層が全体の約85%を占めています。これに加えて、近年では大企業や地方自治体、大学、公的機関の利用も拡大しており、年間の公開募集数は約3万件となっております。

個人ユーザは、FacebookやTwitterなどのソーシャルメディアで友人や知り合いがシェアした募集を見て、「Wantedly Visit」のサイトに訪れ、各ユーザのソーシャルグラフ（※4）に最適化された募集の一覧を閲覧し、気になる会社や募集があれば「話を聞きに行きたい」ボタンをクリックして、企業とコンタクトをとります。個人ユーザの属性は、20代から30代が全体の約8割を占めており、ビジネスパーソンに加えて、平成25年以降の新卒採用におけるインターンの活用が広がったタイミングから大学生の登録も拡大しております。

「Wantedly Visit」への募集掲載などを管理するSaaS型企業ユーザ向けツール（採用ソリューション）の「Wantedly Admin」は、月額3万円や月額9万円で一定期間（半年や年間など）固定金額の契約を基本とするサービス形態となっております。1顧客あたりの利用単価を高めて少数の顧客に販売する形態ではなく、相対的に低単価で多数の顧客に利用されることを主としているため、売上上位10社の全体の売上に占める割合は10%以下となっており、特定の顧客からの収益には依存しておりません。また、売り切り型ではなく、継続したサービス提供を前提とした料金体系のため、サービス提供開始時だけでなくその後の利用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それによって長期利用の顧客が増え、継続的に収益が積み上がっていく構造にあります。その結果、当社の平成29年8月期上半期の営業収益のうち、平成28年8月期に有料利用を開始した企業が約36%、平成27年8月期以前に有料利用を開始した企業が約43%を占めており、上記料金体系による継続的かつ安定的な収益基盤を確立しております。

また、システム継続利用のための月額課金以外に、各種ニーズにあわせたオプション機能に追加の利用料金を設定しております。オプション機能は大きく分けて、スカウト、認知度向上・流入促進、コンテンツ作成の3種類になります。スカウトは、企業ユーザが個人ユーザに直接メッセージを送ることができるダイレクトリクリーティング機能になります。認知度向上・流入促進は、Facebook上の広告代行や「Wantedly Visit」内でのトップページ掲載などになります。コンテンツ作成は、ビジョンについて書き慣れない企業に対してヒアリングをした上でライティングを行う募集要項の作成代行や通常の募集よりもコンテンツリッチな特別タイプの募集作成などになります。

加えて、企業ユーザは「Wantedly Admin」を通して「Wantedly Feed」への投稿や投稿記事の閲覧状況の分析などを行うことで自社のプランディングや採用広報活動を強化することができます。「Wantedly Feed」はメディアプラットフォームとして平成28年3月にリリースして1年強で「Wantedly（ウォンテッドリー）」のサイトのページビュー数全体の約10%を占めるまでに拡大しております。また、「Wantedly Feed」への投稿のある企業はない企業に比べて平均応募数が2.9倍高く（平成28年12月～平成29年5月のデータ）、企業ユーザの採用活動への寄与も生まれております。

なお、原則として個人ユーザは「Wantedly Visit」を無料で利用できますが、より多くの企業からスカウトを受けることができるなどの機能を付加した個人ユーザ向け有料サービス（個人課金）の「Wantedlyプレミアム」を月額2,980円（平成29年6月時点）で提供しております。

※2 総務省・経済産業省「平成24年経済センサス－活動調査」より

※3 リクルートワークス研究所「日本の人材ビジネス」（平成29年3月発行）より

※4 ソーシャルグラフとは、ウェブ上における人間の相関関係やその結びつきの情報を意味します。

（2）Wantedly Peopleについて

クラウド上にてデータ管理を行う名刺管理アプリです。既存の名刺管理サービスは1回のスキャンで1枚しかデータ化できず、またデータ化に時間がかかったり、データ化の精度に難がありました。当社の名刺管理アプリ「Wantedly People」は、テクノロジーの力を駆使し、アプリでの1回のスキャンで最大10枚の名刺を同時にデータ化します。名刺交換のすぐ後にアプリからメールを送ったり、電話をかけたりすることも可能ですが、アプリで読み取ったデータはPC版でも閲覧・編集やエクスポートすることも可能です。また、「Wantedly」のアカウント情報と連携しており、機械学習によりデータが増えるに従って読み取り精度・「Wantedly」上のアカウントとのマッチング精度が向上する“使えば使うほど賢くなる”点に特徴があります。平成28年11月のリリース以来、累計で1,700万枚を超える名刺が「Wantedly People」でスキャンされており、累計利用者数（※5）は90万人を超えております。（数値はいずれも平成29年6月時点）

名刺を日常的に扱うことの多い管理的職業従事者、販売従事者、事務従事者、専門的・技術的職業従事者は、日本全国で3,356万人と全労働者6,440万人の52%を占めます（※6）。これらのビジネスパーソンを取り巻く環境は、人生100年時代と言われる長寿化や、年金財政の逼迫、企業の短命化などにより大きく変化しつつあり、複数の企業や

分野で働くことが当たり前になっていくと考えられます。経済産業省の「雇用関係によらない働き方」に関する研究会においても、多様な働き方が一つの選択肢として確立していくことの重要性が述べられており、人生100年時代において社会で生き抜くために必要な要素として、知見や人脈などの無形資産が挙げられています。「Wantedly People」はビジネスパーソンが人のつながりをこのような資産に変え、管理・活用し、また培っていくためのサービスと当社では位置づけております。

その一環として、核となる名刺管理機能に加え、名刺交換相手の企業や業界に関連する情報、ユーザが所属する企業や業界の情報、世の中のトレンドとなる話題のニュースなど、名刺の登録日や検索情報を基準に、ユーザにとって有益となる“話題”を自動で収集・提供する機能を導入しております。この機能上で掲載する広告（記事広告などの編集型・リッチコンテンツ型広告を含む広告ソリューション）に関して広告主となる企業ユーザから得る広告収入を収益源としていくための準備を進めており、営業活動を開始しております。

※5 「Wantedly People」の累計利用者数とは、同サービスのアプリをインストールし、一回以上起動した人數を累計で集計した数値となります。

※6 総務省統計局「労働力調査」平成28年より

(3) Wantedly Chatについて

ビジネスチャット「Wantedly Chat」は、社内外の日常的なコミュニケーションに利用可能なチャットツールとして展開しており、当該サービスの日次利用者の継続利用率は90%超となっております（平成28年12月～平成29年5月のデータ）。基本機能は以下のとおりです。いずれも無料で提供しております。

- ・ メッセージ送受信：送受信数や対象者数は無制限
- ・ グループ作成：グループ数は無制限
- ・ ファイル共有：ファイルサイズの上限は100MBだがアップロードするファイルの総容量には上限なし
- ・ メッセージ検索：過去のメッセージも消えることなく遡っての検索が可能
- ・ Webブラウザ及びアプリ（iOS・Android・Windows・macOS）での利用

上記に加えて、企業利用・グループ利用向けにセキュリティ対策・内部統制関連の機能を強化した有料プランを1ユーザあたり月額400円（平成29年6月時点）で提供しております。当該有料プランに含まれる機能は以下のとおりです。

- ・ 無料プランの全機能
- ・ アカウント管理機能：管理者が一般ユーザ（従業員）の登録・削除・権限変更などを行える機能
- ・ 利用端末管理機能：管理者が指定した端末以外での利用を制限する機能
- ・ SLA保証（サービス品質保証）：メッセージの送受信が可能な状態を保証（月間稼働率 99.9%）
- ・ 操作・アクセスログのエクスポート機能：バックアップや内部統制のため、管理者が一般ユーザ（従業員）のログを閲覧・エクスポートできる機能

(4) Wantedly Toolsについて

社内で利用するツールやサービスのソーシャル口コミサイト「Wantedly Tools」では、ツール・サービス提供企業への販売支援サービスを提供しております。具体的には、ツールやサービスの提供企業に掲載パートナーとして登録いただいたうえで、下記のサービスを提供しております。

- ・ 掲載パートナーが提供するツールやサービスについての個別ページに概要資料のダウンロードボタンを設置。先着3ダウンロードまでは、見込み顧客情報を掲載パートナーに無料で配信
- ・ 4ダウンロード以降の見込み顧客情報については、有料プランにお申込みいただいたうえで、概要資料1ダウンロードあたり5,000円（平成29年6月時点）の従量課金制で配信

[事業系統図]



※ 「個人ユーザ」は「無料登録利用者」と「有料登録利用者」の総称を示しています。

※ 「企業ユーザ」は「無料企業ユーザ」と「有料企業ユーザ」の総称を示しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(参考)

第7期の平成28年11月にWantedly Singapore Pte. Ltd.を設立し、第2四半期連結累計期間より連結子会社としております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Wantedly Singapore Pte. Ltd.	シンガポール 共和国	1 シンガポールドル	ビジネスSNS事 業	100.0	当社サービスの海外市場 開拓及び販売代理 役員の兼任 2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当している会社はございません。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ビジネスSNS事業	45 (15)
合計	45 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
45 (15)	27.3	1.5	4,951,865

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において、5名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
4. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな改善傾向にありますが、個人の消費については経済の先行きが不透明なこともあります、依然として楽観視できない状況が続いております。

求人広告市場は、平成27年の求人メディア全体（有料求人情報誌、フリーペーパー、折込求人紙、求人サイト）の求人広告件数が月平均約108万6千件であったのに対し、平成28年1～8月には月平均約121万2千件（前年比11.5%増）へ増加しており、企業の求人意欲が高まってきております（全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果」）。

このような事業環境の下、当社ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」は堅調に成長を続け、平成28年8月末時点で登録企業ユーザ数は前事業年度末から7,697社増加し17,982社、登録個人ユーザ数は前事業年度末から203,800人増加し484,440人となりました。

また、自社サービス「Wantedly Visit」のサービス改善への取り組みや営業および顧客対応の体制強化により既存サービスの拡大を図る一方で、チャットツール「Wantedly Chat」や社内ツール紹介口コミサービス「Wantedly Tools」等新規サービスの開拓も進めております。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、840,284千円（前年同期比86.5%増）、営業利益は120,591千円（前年同期は営業損失2,618千円）、経常利益は120,859千円（前年同期は経常損失2,588千円）、当期純利益は77,803千円（前年同期は当期純損失2,669千円）となりました。

なお、当社は「ビジネスSNS事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第7期第3四半期連結累計期間（自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用の改善傾向が続き、個人消費は緩やかな持ち直し基調にある一方で、米国の政権移行による影響もあり、企業の取り巻く影響は不透明な状況となっております。

求人広告市場は、平成28年の求人メディア全体（有料求人情報誌、フリーペーパー、折込求人紙、求人サイト）の求人広告件数が月平均約122万6千件であったのに対し、平成29年1月から5月平均は約126万4千件（前年比3.1%増）へ増加しており、企業の求人意欲は高まってきております（全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果」）。

このような事業環境の下、会社訪問マッチングサービス「Wantedly Visit」は堅調に成長を続け、平成29年5月に利用企業社数2万3千社を突破、堅調な成長を続けております。また、メディアプラットフォーム「Wantedly Feed」は2月以降、月平均で50万ページビューを維持しており、企業の広報ツールとしての役割を担い、多くのユーザーに企業のビジョンやストーリーを伝えることに貢献しております。名刺管理アプリ「Wantedly People」は、アプリをリリースしてから6ヶ月で累計1,500万枚以上の名刺が登録され、今後のサービス拡大に向け機能実装を進めております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は910,297千円、営業利益は1,718千円、経常利益は1,807千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は6,206千円となりました。

なお、当社は「ビジネスSNS事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度より133,824千円増加し、436,532千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は182,641千円（前事業年度は36,455千円の収入）となりました。これは主として、税引前当期純利益120,859千円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により支出した資金は6,860千円（前事業年度は184,972千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出6,860千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により支出した資金は41,956千円（前事業年度は200,040千円の収入）となりました。これは株式の発行による収入8,071千円があった一方で自己株式の取得による支出50,028千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第6期事業年度及び第7期第3四半期連結累計期間における販売実績は次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	第6期事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)		第7期第3四半期連結累計期間 (自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日)
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
ビジネスSNS事業	840,284	186.5	910,297
合計	840,284	186.5	910,297

- (注) 1. 当社はビジネスSNS事業の单一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりです。

(1) 既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。現在は「Wantedly Admin」「Wantedly Visit」をはじめ5つのサービスにて収益を得ておりますが、それらサービスにおいて新たな機能追加や利用企業層の開拓、提供国（海外展開）の拡大により収益機会の拡大を図って参ります。また、現在収益化を行っていないサービスにおいても収益機会の創出を図って参ります。

(2) システムの安定性の確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うにあたり、新規事業等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となる為、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

(3) 事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めて参ります。従業員の約半分を占める開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもって開発に取り組むことで無駄な確認やコミュニケーションを抑制し開発スピードを高い状態に保ちながら、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制をさらに強化して参ります。また、営業・マーケティング組織においては、企業ユーザの伸びに対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、見込客の創出・育成を介した反響型の企業ユーザ獲得を中心とし、多数の営業人員や広告投下に依存せず、利用企業への継続的な運用支援を行っていく継続課金型のビジネスモデルに適した体制を強化して参ります。

(4) 情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しております。特に名刺管理アプリを提供していることからも、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

(5) 当社ブランドの知名度向上

当社グループはこれまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には注力しておらず、当社が持つWebマーケティング技術やソーシャルメディアの有効活用により、サイト利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループブランドのより一層の確立が重要であると認識しており、現在費用対効果を慎重に検討の上、サイトへの流入拡大施策や広告宣伝及びプロモーション活動を強化しており、「Wantedly（ウォンテッドリー）」のブランドの知名度向上を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断につきましては、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しておりますが、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1. 事業環境に関するリスクについて

(1) インターネット関連市場について

当社グループは、インターネット上においてビジネスSNS事業を提供していることから、PCやモバイル端末等の通信機器の普及、通信ネットワーク回線の増強等により、インターネットの利用環境が引き続き整備されていくと共に、同関連市場が今後も拡大していくことが事業展開における前提条件であると考えております。

当社グループは、今後PCとモバイル端末の両面でより安価で快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。しかし、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社グループの予期せぬ要因によりインターネット利用環境の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) ソーシャルメディアへの対応について

当社グループが運営するサイトの利用者のうち一定の割合は、特定のソーシャルメディア（「Facebook」、「Twitter」）からの流入であり、今後につきましてもソーシャルメディアからの流入をより強化すべくソーシャルメディアとのサービス連携強化を実施していく予定であります。

しかしながら、ソーシャルメディアによるAPI（ソフトウェアやシステムの連携）制限や各種規約の変更等何らかの要因により、これまでの連携が有効に機能しなかった場合、また、今後の連携が限定された場合、当社グループサイトへの流入が想定を下回り、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループは、ビジネスSNS事業を主たる事業領域としておりますが、その中でも主なサービスである「Wantedly Visit」は求人情報メディア、人材紹介会社等が競合となります。当該分野は既に多くの企業が事業展開していることに加え、参入障壁も低く、競合が激しい状況にあります。

当サービスにおいては、給与等の条件でのマッチングではなく、ビジョンや価値観でのマッチングにより、そのサービスの在り方そのものから差別化を図ってきており、また登録ユーザのキャリアプロフィールの蓄積やの中でも採用ニーズの高いエンジニア・デザイナーの比率が高いことが優位性につながっており、実際に競合する状況も限定的となってきております。しかし、今後において十分な差別化や機能向上等が図られなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当該事業及び当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

2. 事業内容及び当社グループのサービスに係わるリスクについて

(1) 「Wantedly Visit」および「Wantedly Admin」サービスへの依存について

当社グループの主な収益は「Wantedly Visit」への募集掲載などを管理するSaaS型ツール「Wantedly Admin」による収入であり、依存度が高い状況であります。前述の通り、求人市場における他の媒体との競合激化等により、「Wantedly Visit」サービスの利用ならびに「Wantedly Admin」サービスの売上高が減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

従いまして、当該サービスへの依存度を低くするため、ビジネスSNSプラットフォーム上における様々なサービスにて、収益源（マネタイズポイント）の多様化を企図しております。しかしながら、これら施策が当初の計画どおりに進まなかつた場合には、当社グループの業績に大きく影響を与える可能性があります。

(2) 求人募集要項の表示について

当社グループは、「Wantedly Visit」で掲載される求人募集要項に関して、「表記規定」、「コンテンツ・クオリティ・ガイドライン」及び「チェックリスト」等の運用ルールを設けており、その徹底した運用を図ることで当社グループのビジョンの浸透、法令遵守及び公序良俗の維持に努めております。一例として、給与等の条件、風紀を乱し犯罪を誘発する恐れのある記載の排除を徹底しております。しかしながら、これらの施策を実施しているにも関わらず違反するような求人募集要項の掲載が行われた場合や求人募集要項に対して異なる印象を受ける個人ユーザが増加

した場合に、レビューション等の影響も含めて、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 求人市場の動向による業績変動について

「Wantedly Admin」は、主に求人を企図する企業ユーザからシステム利用料を頂いており、求人企業の人員計画により業績変動の影響を受ける場合があります。当サービスの運営に当たり、事業年度末及び就職活動シーズン等による求人ニーズの変動について認識しておりますが、想定を超えて上方又は下方へ変動した場合、当社グループ事業の業績に影響を与える可能性があります。

また、求人市場及び雇用情勢の動向による影響も受け易いため、関連する市況が上方又は下方へ変動した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 海外展開について

当社グループは、海外市場での事業拡大を積極的に進めて参りますが、海外展開に際してはその国の法令、制度、政治、経済、商慣習の違い、為替等の様々な潜在的リスクが存在しております。今後もアジア、欧州などへの事業拡大を計画しており、当該リスクを最小限にするために、事前に十分な対策を講じてまいりますが、それらのリスクに對処できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替の変動について

当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。したがって、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業拡大に伴う投資について

当社グループは、サービスの安定稼働やユーザ満足度の向上を図るために、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが必要であると認識しております。また、サービスに関する知名度向上のための広告宣伝や海外展開に伴う現地採用等の採用費、事業所開設費用などの先行投資も予定しております。

今後予測されるユーザ数及びアクセス数の拡大並びに海外展開及びセキュリティの向上に備えて継続的な投資を計画しておりますが、実際のユーザ数及びアクセス数が当初の予測から大幅に乖離する等、計画通り進捗しなかった場合には、追加投資を行う可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループの事業は、PCやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績に深刻な影響を及ぼします。また、サイトへの急激なアクセス増加や電力供給の停止、外部からの不正アクセス等の予測不可能な様々な要因によってシステム障害が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(1) 個人情報保護について

当社グループは、求職者の応募情報や名刺に記載される個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定すると共に、個人情報適正管理規程等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社グループが保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求または信用の低下等によって、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権侵害の可能性については、弁護士等と連携し調査によって確認した限りにおいて現時点で侵害はないものと認識しておりますが、当社グループの認識していない知的財産権等が既に成立している可能性があります。このような場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害したことによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受ける可能性があります。その際には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制等について

当社グループの事業を規制する主な法規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。

不正アクセス禁止法については、「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

これら関連法令において、当社グループが想定しない形で損害賠償請求等を受ける可能性があります。

その他、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) その他訴訟、紛争の可能性について

当社グループでは、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟、紛争は生じておりません。

しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 組織体制及び人材の確保・育成について

当社グループの組織体制は、小規模であり業務執行体制もそれに準じたものとなっております。当社グループは、今後の事業展開に応じて、従業員の育成及び人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由によりこれらの施策が計画どおりに進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 内部管理体制について

当社グループは、平成24年2月のサービス提供開始から、未だ成長途上にあると考えております。今後の事業及び経営成績を予測する上で必要な経験等が十分に蓄積されていないものと考えております。今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しておりますが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 代表取締役への依存について

代表取締役社長である仲暁子は、当社グループの創業者であり、創業以来代表取締役を務めております。同氏は、インターネット関連事業及びWebマーケティング等に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループは、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5. その他

(1) 資金使途について

今回、当社が計画している新規株式公開による調達資金の使途については、事業及び人員拡大に伴い平成30年8月期に実施する本社オフィス増床時の内装費の一部に充当することを予定しております。また、計画のとおりに資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

(2) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討して参りますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は551,237千円で、前事業年度末に比べて164,145千円増加しております。

現金及び預金の増加133,824千円、売掛金の増加23,059千円が主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は173,826千円で、前事業年度末に比べて10,186千円減少しております。

ソフトウェアの減少7,807千円が主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は263,684千円で、前事業年度末に比べて118,084千円増加しております。

前受金の増加46,087千円、未払法人税等の増加47,724千円が主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は461,380千円で、前事業年度末に比べて35,874千円増加しております。繰越利益剰余金の増加77,803千円、自己株式による減少50,028千円が主な要因であります。

第7期第3四半期連結累計期間（自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日）

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は486,121千円となりました。主な内訳は、現金及び預金370,562千円であります。

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は220,848千円となりました。主な内訳は、有形固定資産66,072千円及び敷金及び保証金150,295千円であります。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は252,226千円となりました。主な内訳は、前受金169,874千円であります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は454,743千円となりました。主な内訳は、資本金225,950千円、資本剰余金219,450千円であります。

(3) 経営成績の分析

第6期事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(営業収益)

当事業年度の営業収益は、840,284千円（前事業年度比86.5%増）となりました。これは、有料企業の利用継続率の増加及び新規有料企業社数の増加によるものであります。

(営業費用、営業損益)

当事業年度の営業費用は、719,692千円（前事業年度比58.7%増）となりました。これは、事業拡大に伴う人員の増加による給与等の支払が増加したこと、また広告宣伝費が増加したことによるものです。この結果、営業利益は120,591千円（前事業年度は営業損失2,618千円）となりました。

(経常損益)

当事業年度において、営業外収益が658千円、営業外費用が389千円発生しております。この結果、経常利益は120,859千円（前事業年度は経常損失2,588千円）となりました。

(当期純損益)

当事業年度において、特別利益及び特別損失は発生しておりません。この結果、当期純利益は77,803千円（前事業年度は当期純損失2,669千円）となりました。

第7期第3四半期連結累計期間（自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日）

(営業収益)

当第3四半期連結累計期間の営業収益は、910,297千円となりました。これは、有料企業の利用継続率の増加及び新規有料企業社数の増加によるものであります。

(営業費用、営業損益)

当第3四半期連結累計期間の営業費用は、908,578千円となりました。これは、事業拡大に伴う人員の増加による給与等の支払が増加したこと、また広告宣伝費が増加したことによるものです。この結果、営業利益は1,718千円となりました。

(経常損益)

当第3四半期連結累計期間において、営業外収益が935千円、営業外費用が847千円発生しております。この結果、経常利益は1,807千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純損益)

当第3四半期連結累計期間において、特別利益及び特別損失は発生しておりません。なお、単体において法人税等を8,014千円計上していることから、親会社株主に帰属する四半期純損失は6,206千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループでは、ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」を展開するビジネスSNS事業において、個人約80万人、企業2万3千社超のユーザ基盤を核として、既存ユーザによるコンテンツ投稿などのサービス利用が新規ユーザを呼び込む成長サイクルを内包しております。

このサイクルをさらに強化し、サービス間でのユーザの遷移、それぞれのデータ・つながり情報・コンテンツの連携・融通などを推し進め、また国内に加えてアジアをはじめとする海外市場へ展開を広げることで、ユーザ基盤の拡大ならびに既存ユーザの継続利用を加速します。また、「Wantedly People」や「Wantedly Visit」の開発で培った機械学習技術やアルゴリズム技術を基盤に人工知能技術の開発を進め、ユーザ基盤を核とするデータベース（ビッグデータ）と掛け合わせることで新たな機能やサービスの創造に取り組んで参ります。加えて、ビジネスにおける情報発信・マッチング・コミュニケーションを支えるプラットフォームとして、教育、金融、交通、不動産、通信、飲食などさまざまな領域の事業者との連携を図り、「すべての働く人たちのインフラ」となることを目指して参ります。

このように、「Wantedly（ウォンテッドリー）」全体の利用者数を拡大しながら、主力の収益源である採用ソリューションの「Wantedly Admin」に加えて、「Wantedly People」の広告ソリューション、個人課金の「Wantedlyプレミアム」をはじめとする新たな収益源や新規事業の創出・拡充を進め、利用者あたりの収益を高めることで、当社グループの収益拡大ならびに収益性の向上を図って参りたいと考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

第7期第3四半期連結累計期間（自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日）

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

平成28年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	ビジネスSNS事業	本社設備	53,050	15,139	68,190	40(5)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイム含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

4. 本社の建物を賃借しております。年間賃借料は79,641千円であります。

5. 当社はビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	オフィス増床	60,000	—	自己株式処分 資金及び自己 資金	平成30年2月	平成30年3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社はビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

(注) 平成29年6月1日開催の取締役会決議により、平成29年6月17日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は17,600,000株増加し、18,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,572,700	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,572,700	—	—

- (注) 1. 平成29年6月15日開催の取締役会決議により、平成29年6月15日付で自己株式の一部を消却したため、分割前の発行済株式総数は10,940株減少し、91,454株となっております。
 2. 平成29年6月1日開催の取締役会決議により、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は4,481,246株増加し、4,572,700株となっております。
 3. 平成29年6月1日開催の臨時株主総会決議により、平成29年6月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成25年1月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数（個）	13	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	39,000（注）1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53（注）2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月18日 至 平成35年1月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53 資本組入額 27 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の

数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 本新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

- ① 新株予約権の目的となる株式の数または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。
- ② 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。
- ③ 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ④ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
(注) 3に準じて決定する。

5. 平成26年11月19日付で株式分割（1：60）、平成29年6月17日付で株式分割（1：50）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

② 第2回新株予約権（平成25年10月25日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数（個）	4（注）6	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,000（注）1、5、6	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	380（注）2、5	—
新株予約権の行使期間	自 平成27年10月26日 至 平成35年10月25日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 380 資本組入額 190 (注) 5	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議によ る承認を要するものとす る。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 本新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下

を総称して「組織再編行為」という。) をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

① 新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、(注)1に準じて調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、(注)2に準じて調整する。

③ 新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5. 平成26年11月19日付で株式分割(1:60)、平成29年6月17日付で株式分割(1:50)を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

6. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により減少したものを減じた数であります。

③ 第3回新株予約権（平成26年11月26日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数（個）	1,300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65,000（注）1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	380（注）2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月27日 至 平成36年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 380 資本組入額 190 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 本新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

① 新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

③ 新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

④ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 平成29年6月17日付で株式分割（1：50）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

④ 第4回新株予約権（平成27年11月26日定時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数（個）	1,560	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	78,000（注）1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,800（注）2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月27日 至 平成37年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 本新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

① 新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

③ 新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

④ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 平成29年6月17日付で株式分割（1：50）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の株式を行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

⑤ 第5回新株予約権（平成29年2月15日臨時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数（個）	—	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	3,500（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,800（注）2、5
新株予約権の行使期間	—	自 平成31年2月16日 至 平成39年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注) 5
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ④ 本新株予約権1個の分割行使はできない。
- ⑤ その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

① 新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

③ 新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

④ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 平成29年6月17日付で株式分割（1：50）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年7月18日 (注) 1	176	1,668	100,320	121,820	100,320	115,320
平成26年11月19日 (注) 2	98,412	100,080	—	121,820	—	115,320
平成27年6月12日 (注) 3	2,224	102,304	100,080	221,900	100,080	215,400
平成27年9月15日 (注) 4	90	102,394	4,050	225,950	4,050	219,450
平成28年4月26日 (注) 5	—	102,394	—	225,950	△100,000	119,450
平成29年6月15日 (注) 6	△10,940	91,454	—	225,950	—	119,450
平成29年6月17日 (注) 7	4,481,246	4,572,700	—	225,950	—	119,450

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社サイバーエージェント

発行価格 1株当たり1,140,000円

資本組入額 1株当たり570,000円

2. 株式分割（1：60）によるものであります。

3. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社日本経済新聞社、個人3名

発行価格 1株当たり90,000円

資本組入額 1株当たり45,000円

4. 有償第三者割当増資

割当先 個人1名

発行価格 1株当たり90,000円

資本組入額 1株当たり45,000円

5. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

6. 自己株式の消却による減少であります。

7. 株式分割（1：50）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数（人）					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	—	—	7	10	—
所有株式数（単元）	—	—	—	6,795	—	—	38,931	45,726	100
所有株式数の割合（%）	—	—	—	14.86	—	—	85.14	100.00	—

(注) 1. 自己株式50,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 50,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,522,600	45,226	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	4,572,700	—	—
総株主の議決権	—	45,226	—

②【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ウォンテッドリー株式会社	東京都港区白金台五丁目12番7号	50,000	—	50,000	1.09
計	—	50,000	—	50,000	1.09

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年1月17日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成25年1月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 従業員の取締役就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名であります。

第2回新株予約権（平成25年10月25日定時株主総会決議）

決議年月日	平成25年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の区分及び人数は、退職により減少したものを減じた数であり、本書提出日現在において、付与対象者は全員退職しております。

第3回新株予約権（平成26年11月26日定時取締役会決議）

決議年月日	平成26年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名 当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権（平成27年11月26日定時取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名 当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権（平成29年2月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成28年3月31日)での決議状況 (取得期間 平成28年4月27日)	11,940	50,028
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成27年9月1日～平成28年8月31日)	11,940	50,028
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	10,940	45,838
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (－)	—	—	—	—
保有自己株式数	11,940	—	50,000	—

- (注) 1. 平成29年6月15日開催の取締役会決議により、平成29年6月15日付で自己株式10,940株の消却を行っております。
 2. 平成29年6月1日開催の取締役会決議により、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。最近期間における保有自己株式数には、株式分割による増加数、49,000株が含まれております。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要な課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化し、必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業拡大のために有効投資してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性3名 女性2名（役員のうち女性の比率40.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	－	仲 晓子	昭和59年10月12日生	平成20年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 平成22年7月 Facebook Japan株式会社入社 平成22年9月 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 4	3,282,000
取締役	－	川崎 穎紀	昭和56年10月25日生	平成18年4月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社 平成24年4月 当社入社 平成25年10月 当社 取締役就任（現任）	(注) 4	21,000
取締役 (監査等委員)	－	高原 明子	昭和42年8月31日生	平成3年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年3月 株式会社ビジネス・コーポ（現 株式会社ベネフィット・ワン）出向 平成11年6月 ソフトバンク株式会社入社 平成12年12月 イー・ショッピング・ブックス株式会社（現 株式会社セブン&アイ・ネットメディア）入社 平成17年4月 株式会社プラメド入社 平成19年3月 みずほ証券株式会社入社 平成20年11月 株式会社ベネッセスタイルケア入社 平成24年5月 株式会社リヴァンプ入社 平成26年4月 当社 常勤監査役就任 平成27年11月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 5	－
取締役 (監査等委員)	－	成松 淳	昭和43年11月14日生	平成8年11月 監査法人原会計事務所入所 平成10年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成16年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向 平成19年1月 クックパッド株式会社入社 平成19年6月 同社取締役就任 平成19年7月 同社執行役就任 平成25年4月 ミューゼオ株式会社設立、代表取締役社長（現任） 平成25年10月 株式会社レジョブ社外監査役就任 平成25年12月 株式会社ヘリオス社外監査役就任（現任） 平成26年3月 株式会社FINC社外取締役就任（現任） 平成27年5月 ヴォラーレ株式会社（現 ナイル株式会社）社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成27年11月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成28年6月 株式会社IROYA社外取締役就任（現任） 平成28年6月 株式会社レジョブ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成29年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 5	－
取締役 (監査等委員)	－	吉羽 真一郎	昭和48年11月4日生	平成21年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 平成23年10月 株式会社enish社外監査役就任（現任） 平成25年1月 潮見坂綜合法律事務所パートナー（現任） 平成27年11月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成29年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 5	－
計						3,303,000

- (注) 1. 平成27年11月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 高原明子、成松淳、吉羽真一郎は社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 高原明子、委員 成松淳、委員 吉羽真一郎
4. 平成28年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年8月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成27年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年8月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。
- 執行役員 藤本遼平 ビジネスマネージャー担当
執行役員 久保長礼 開発チーム担当
執行役員 大谷昌継 コーポレートチーム担当
執行役員 吉田祐輔 経営企画担当
執行役員 後藤剛一 海外事業統括担当

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

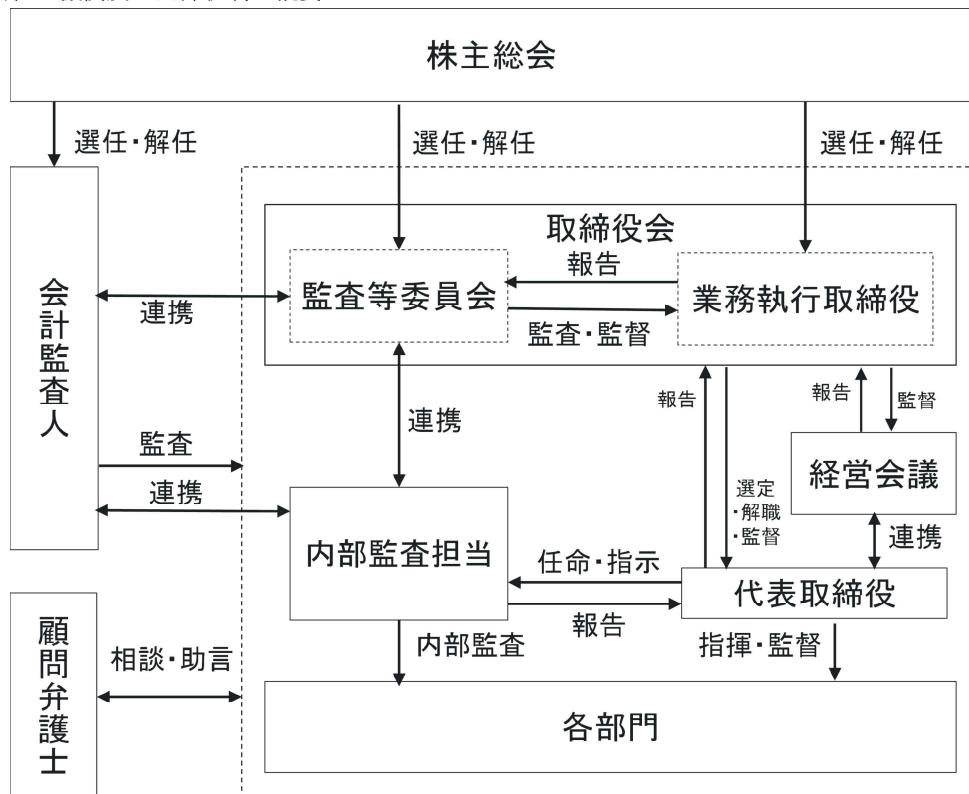
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「シゴトでココロオドル人をふやす」のミッションに基づき、当社グループサービスをご利用下さるお客様はもちろん、株主や投資家の皆さま等の本質的な需要を満たし、社会に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

当該認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保し、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

②企業統治の体制

当社の機関及び内部統制の概要



イ. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役 5 名により構成されており、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。なお、取締役のうち 3 名は監査等委員であり、独立性のある監督体制を整備しております。取締役会は、毎月 1 回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保する為、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、重要な業務執行の意思決定及び業務執行の監督機能と、業務執行機能とを分離することで取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

ロ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員 1 名、非常勤監査等委員 2 名の 3 名により構成されており、全監査等委員が社外取締役であります。原則、毎月 1 回の監査等委員会を開催し、監査内容の共有を図っております。各監査等委員は監査等委員会にて策定された監査計画に基づき、それぞれが有する専門領域において、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督状況を監査しております。取締役会への出席や社内の重要な会議への出席、事業部門へのヒアリング、子会社監査等により、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めています。

また、会計監査人による監査結果、内部監査による監査結果についても適時報告を受け、取締役会に対し、監査等委員会としての意見を表明しております。

ハ. 経営会議

当社の経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く）2 名、社外取締役（常勤監査等委員）1 名、執行役員 5 名の 8 名により構成されており、経営会議規程に基づき、取締役会へ付議する必要のある会社の重要事項に関する討議及び担当執行役員の業務を報告する機関として、原則月 1 回開催しております。当会議において、それぞれの事業領域の取締役、執行役員が議論を交わし、客観性かつ透明性のある意思決定が行える体制を構築しております。

二. 会計監査人及び顧問弁護士

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。また、顧問弁護士と連携し業務における法律問題に関する助言を受けるとともに、コンプライアンス体制の強化に向け適宜指導を受けられる体制を整備しております。

ホ. 内部監査担当者

当社は代表取締役直轄の内部監査担当者を1名選任しております。また、内部監査には外部業者を利用し、当該内部監査担当者を責任者とする内部監査体制を整備しております。内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。

外部業者と連携し、独立した立場で客観的な監査を行い、また適宜監査等委員や会計監査人との情報共有も図り、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を実施しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社におきましては、「内部統制システムの基本方針」を制定すると共に各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

当社で定める内部統制システムの基本方針については、以下の通りです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ・社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「内部通報制度」という。）を構築する。
- ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。

ロ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ・個人情報適正管理規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他のリスク管理体制

- ・取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え適切な体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を取り、事業に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次で定期開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。

ホ. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ・当社が外部に委託している内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、グループ全体に対して業務の監査を行う。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

- ・監査等委員会の職務は内部監査部門においてこれを補助する。
- ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに、定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき、必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。
- ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
- ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

ト. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。

チ. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当社がその費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ・監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、監査等委員会監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行うと共に、必要に応じて当社及び当子会社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ・監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
- ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- ・監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

④リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレートチームが主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

⑤社外取締役

イ. 当社と社外取締役との利害関係

各社外取締役につき当社との人的関係、資本的関係又は直接の取引関係その他利害関係はありません。なお、社外取締役が役員を務める会社との取引は存在しておりますが、当該取引条件はその他一般的な利用企業と同一で定型的なものであり、取引の規模等に照らし、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。

ロ. 社外取締役が会社の企業統治において果たす機能と役割

当社の社外取締役は3名であり、全員が監査等委員である取締役として選任されております。当社グループでは、コーポレート・ガバナンスにおいて客觀性のある経営監視が重要であるとの認識の下、社外取締役により構成される監査等委員会を設置し、経営監視機能の充実を図っております。なお、社外取締役の当社からの独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準を参考にしております。

⑥役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役（監査等委員を除く） (社外取締役を除く)	22,200	22,200	-	-	3
取締役（監査等委員） (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	4,950	4,950	-	-	3
社外監査役	750	750	-	-	1

(注) 1. 上記には、平成28年2月26日に辞任した取締役1名を含めております。

2. 上記には、平成27年11月26日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。なお、当社は、平成27年11月26日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のそれぞれに対し、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会規程に基づき、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて決定しております。

⑦責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑧会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、吉村孝郎氏及び森田健司氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士1名、その他7名であります。なお、継続監査年数が7年以内の為、年数の記載を省略しております。

⑨取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨、定款で定めております。なお、監査等委員である取締役は5名以内としております。

⑩取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,500	—	8,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査等委員会において適切と判断して同意できる水準であることを基本的な方針としております。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 第3四半期連結累計期間（平成28年9月1日から平成29年5月31日まで）に設立した子会社が連結対象となった事に伴い、第3四半期連結累計期間より、初めて四半期連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年9月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前事業年度（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）及び当事業年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、平成28年11月に設立した子会社を連結対象としておりますが、前事業年度末（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）及び当事業年度末（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）につきましては、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等への参加をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】

①【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成29年5月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	370,562
売掛金	84,559
前払費用	13,608
繰延税金資産	386
その他	17,105
貸倒引当金	△101
流動資産合計	486,121

固定資産

有形固定資産	66,072
投資その他の資産	
敷金	150,295
繰延税金資産	4,480
投資その他の資産合計	154,776
固定資産合計	220,848
資産合計	706,970

負債の部

流動負債

前受金	169,874
その他	82,352
流動負債合計	252,226
負債合計	252,226

純資産の部

株主資本

資本金	225,950
資本剰余金	219,450
利益剰余金	59,802
自己株式	△50,028
株主資本合計	455,173

その他の包括利益累計額

為替換算調整勘定	△430
その他の包括利益累計額合計	△430

純資産合計

負債純資産合計

②【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成28年9月1日
 至 平成29年5月31日)

営業収益	910,297
営業費用	908,578
営業利益	1,718
営業外収益	
受取利息	2
受取手数料	822
雑収入	111
営業外収益合計	935
営業外費用	
為替差損	847
営業外費用合計	847
経常利益	1,807
税金等調整前四半期純利益	1,807
法人税、住民税及び事業税	3,869
法人税等調整額	4,144
法人税等合計	8,014
四半期純損失(△)	△6,206
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△6,206

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年9月1日
至 平成29年5月31日)

四半期純損失(△)	△6,206
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△430
その他の包括利益合計	△430
四半期包括利益	△6,636
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△6,636
非支配株主に係る四半期包括利益	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間において、Wantedly Singapore Pte. Ltd. の重要性が増したことから、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 平成28年9月1日
至 平成29年5月31日)

減価償却費	9,543千円
-------	---------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日）

当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年9月1日 至 平成29年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額（△）	△1円37銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額（千円） (△)	△6,206
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期損失 金額（千円）（△）	△6,206
普通株式の期中平均株式数（株）	4,522,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があつたも のの概要	第5回新株予約権 新株予約権の数 70個 普通株式 3,500株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場で
あり、期中平均株価が算定できいため、また、1株当たり四半期純損失金額であることから記載してお
りません。

2. 当社は、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割
が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、平成29年6月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の一部を消却することを決議いたしました。

(1) 消却の理由	資本効率の向上
(2) 消却の方法	その他資本剰余金から減額
(3) 消却する株式の種類	普通株式
(4) 消却する株式の総数	10,940株（消却前の発行済株式総数に対する割合 10.68%）
(5) 消却後の発行済株式総数	91,454株
(6) 消却日	平成29年6月15日

(株式分割及び単元株制度採用)

当社は、平成29年6月1日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を行うことを決議し、平成29年6月17日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、臨時株主総会決議により定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年6月16日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	91,454株
今回の分割により増加する株式数	4,481,246株
株式分割後の発行済株式総数	4,572,700株
株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月17日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2,605円	53円
第2回新株予約権	19,000円	380円
第3回新株予約権	19,000円	380円
第4回新株予約権	90,000円	1,800円
第5回新株予約権	90,000円	1,800円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	302,708	436,532
売掛金	63,130	86,190
前払費用	8,057	21,689
繰延税金資産	3,271	3,404
その他	9,924	3,523
貸倒引当金	—	△103
流動資産合計	387,091	551,237
固定資産		
有形固定資産		
建物	57,900	57,900
減価償却累計額	△969	△4,849
建物（純額）	56,930	53,050
工具、器具及び備品	22,626	26,636
減価償却累計額	△6,380	△11,496
工具、器具及び備品（純額）	16,246	15,139
有形固定資産合計	73,176	68,190
無形固定資産		
ソフトウエア	7,807	—
無形固定資産合計	7,807	—
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,862	5,607
敷金及び保証金	101,166	100,028
投資その他の資産合計	103,028	105,636
固定資産合計	184,013	173,826
資産合計	571,105	725,064

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年8月31日)	当事業年度 (平成28年8月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	27,068	41,890
未払費用	39,561	28,827
未払法人税等	1,415	49,140
前受金	64,335	110,423
預り金	1,038	5,173
その他	12,180	28,228
流動負債合計	<u>145,599</u>	<u>263,684</u>
負債合計	<u>145,599</u>	<u>263,684</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	221,900	225,950
資本剰余金		
資本準備金	215,400	119,450
その他資本剰余金	—	100,000
資本剰余金合計	<u>215,400</u>	<u>219,450</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△11,794	66,009
利益剰余金合計	<u>△11,794</u>	<u>66,009</u>
自己株式		
—	—	△50,028
株主資本合計	<u>425,505</u>	<u>461,380</u>
純資産合計	<u>425,505</u>	<u>461,380</u>
負債純資産合計	<u>571,105</u>	<u>725,064</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
営業収益	450,657	840,284
営業費用	※ 453,276	※ 719,692
営業利益又は営業損失（△）	<u>△2,618</u>	120,591
営業外収益		
受取利息	92	35
受取手数料	57	—
雑収入	0	622
営業外収益合計	<u>150</u>	658
営業外費用		
為替差損	—	360
株式交付費	120	28
営業外費用合計	<u>120</u>	389
経常利益又は経常損失（△）	<u>△2,588</u>	120,859
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	<u>△2,588</u>	120,859
法人税、住民税及び事業税	538	46,935
法人税等調整額	△457	△3,878
法人税等合計	81	43,056
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>△2,669</u>	77,803

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	121,820	115,320	115,320	△9,124	△9,124	228,015	228,015	
当期変動額								
新株の発行	100,080	100,080	100,080			200,160	200,160	
当期純損失(△)				△2,669	△2,669	△2,669	△2,669	
当期変動額合計	100,080	100,080	100,080	△2,669	△2,669	197,490	197,490	
当期末残高	221,900	215,400	215,400	△11,794	△11,794	425,505	425,505	

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計		
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	221,900	215,400	—	215,400	△11,794	△11,794	—	425,505	425,505
当期変動額									
新株の発行	4,050	4,050		4,050				8,100	8,100
資本準備金の取崩		△100,000	100,000	—				—	—
当期純利益					77,803	77,803		77,803	77,803
自己株式の取得							△50,028	△50,028	△50,028
当期変動額合計	4,050	△95,950	100,000	4,050	77,803	77,803	△50,028	35,874	35,874
当期末残高	225,950	119,450	100,000	219,450	66,009	66,009	△50,028	461,380	461,380

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△2,588	120,859
減価償却費	18,112	20,791
株式交付費	120	28
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	103
受取利息	△92	△35
売上債権の増減額（△は増加）	△41,366	△23,059
前払費用の増減額（△は増加）	△5,845	△13,632
未払金の増減額（△は減少）	△64	14,822
未払費用の増減額（△は減少）	27,130	△10,733
前受金の増減額（△は減少）	35,971	46,087
預り金の増減額（△は減少）	—	4,135
その他	6,426	23,330
小計	37,803	182,698
利息の受取額	92	35
法人税等の支払額	△1,439	△92
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,455	182,641
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△73,687	△6,860
無形固定資産の取得による支出	△10,152	—
敷金及び保証金の差入による支出	△101,433	—
敷金及び保証金の回収による収入	300	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△184,972	△6,860
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	200,040	8,071
自己株式の取得による支出	—	△50,028
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,040	△41,956
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	51,523	133,824
現金及び現金同等物の期首残高	251,185	302,708
現金及び現金同等物の期末残高	※ 302,708	※ 436,532

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による影響はございません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年8月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62.0%、当事業年度52.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38.0%、当事業年度47.8%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
役員報酬	28,200 千円	27,900 千円
給料及び手当	98,102	164,485
広告宣伝費	150,496	151,429
減価償却費	18,112	20,791
地代家賃	36,419	79,641
貸倒引当金繰入額	—	103

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年9月1日 至平成27年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	1,668	100,636	—	102,304
合計	1,688	100,636	—	102,304
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加100,636株は、株式分割による増加98,412株、第三者割当による新株の発行による増加2,224株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年9月1日 至平成28年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度期末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	102,304	90	—	102,394
合計	102,304	90	—	102,394
自己株式				
普通株式（注）2	—	11,940	—	11,940
合計	—	11,940	—	11,940

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加90株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,940千株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
現金及び預金勘定	302,708千円	436,532千円
現金及び現金同等物	302,708	436,532

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	302,708	302,708	—
(2) 売掛金	63,130	63,130	—
(3) 敷金及び保証金	101,166	90,531	△10,634
資産計	467,005	456,370	△10,634
(1) 未払金	27,068	27,068	—
(2) 未払法人税等	1,415	1,415	—
負債計	28,483	28,483	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金並びに(2)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	302,708	—	—	—
売掛金	63,130	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	101,166
合計	365,838	—	—	101,166

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	436,532	436,532	—
(2) 売掛金	86,190		
貸倒引当金（※）	△103		
	86,086	86,086	—
(3) 敷金及び保証金	100,028	99,057	△971
資産計	622,648	621,677	△971
(1) 未払金	41,890	41,890	—
(2) 未払法人税等	49,140	49,140	—
負債計	91,031	91,031	—

（※） 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

すべて短期で決済されるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金並びに(2)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	436,532	—	—	—
売掛金	86,190	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	—	100,028
合計	522,722	—	—	100,028

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 (注) 2	当社従業員 3名 (注) 3	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 780株	普通株式 360株	普通株式 1,300株
付与日	平成25年1月17日	平成25年10月25日	平成26年11月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年1月18日 至 平成35年1月17日	自 平成27年10月26日 至 平成35年10月25日	自 平成28年11月27日 至 平成36年11月26日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 従業員の取締役就任により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名であります。
3. 従業員の退職により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	780	360	—
付与	—	—	1,300
失効	—	120	—
権利確定	—	—	—
未確定残	780	240	1,300
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、第1回新株予約権については株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,605	19,000	19,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、第1回新株予約権については株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式・純資産価格方式によっております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 177,508千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 (注) 2	当社従業員 3名 (注) 3	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 780株	普通株式 360株	普通株式 1,300株
付与日	平成25年1月17日	平成25年10月25日	平成26年11月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年1月18日 至 平成35年1月17日	自 平成27年10月26日 至 平成35年10月25日	自 平成28年11月27日 至 平成36年11月26日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,560株
付与日	平成27年11月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年11月27日 至 平成37年11月26日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 従業員の取締役就任により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名であります。
3. 従業員の退職により、当事業年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	780	240	1,300	—
付与	—	—	—	1,560
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	780	240	1,300	1,560
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、第1回新株予約権については株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,605	19,000	19,000	90,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っているため、第1回新株予約権については株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式・純資産価格方式によっております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 177,508千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	420千円
未払事業所税	100
繰越欠損金	2,749
減価償却超過額	1,862
敷金償却	86
繰延税金資産小計	<hr/> 5,220
評価性引当額	<hr/> △86
繰延税金資産合計	<hr/> 5,133
繰延税金資産の純額	<hr/> 5,133

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原

因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%に変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,112千円
未払事業所税	260
貸倒引当金	31
減価償却超過額	6,037
繰延税金資産小計	<u>9,442</u>
評価性引当額	<u>△430</u>
繰延税金資産合計	<u>9,012</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,012</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年8月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
住民税均等割	0.4
税額控除	△2.5
税率変更	0.6
評価性引当額の増減	0.3
留保金課税	3.8
その他	<u>△0.1</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.6</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年9月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

当社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主・役員	萩原 学	－	－	当社の取締役	－	自己株式の取得	自己株式の取得	50,028	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自己株式の買取価格は、純資産価額等をもとに協議し決定しております。
2. 萩原学氏については、平成28年2月26日に取締役を辞任しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
1 株当たり純資産額	83.18円
1 株当たり当期純損失金額（△）	△0.53円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額（△）であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
当期純損失金額（△）（千円）	△2,669
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△2,669
期中平均株式数（株）	5,028,677
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数 1,317個）

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
1株当たり純資産額	102.01円
1株当たり当期純利益金額	15.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成29年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
当期純利益金額（千円）	77,803
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	77,803
期中平均株式数（株）	4,912,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類（新株予約権の数 2,877個）

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(子会社の設立)

当社は、平成28年10月13日開催の取締役会決議において、以下のとおりシンガポールに子会社を設立することを決議しました。

1. 子会社設立の目的

海外展開において事業拡大を推進するうえでは、海外拠点による迅速かつ効率的な事業活動が必要であると判断したためであります。

2. 子会社の概要

(1) 商号	Wantedly Singapore Pte. Ltd.
(2) 所在地	シンガポール共和国
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 仲 晓子
(4) 資本金	1シンガポールドル
(5) 事業内容	ビジネスSNS事業
(6) 設立時期	平成28年11月
(7) 株主構成	当社100.0%

(自己株式の消却)

当社は、平成29年6月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の一部を消却することを決議いたしました。

(1) 消却の理由	資本効率の向上
(2) 消却の方法	その他資本剰余金から減額
(3) 消却する株式の種類	普通株式
(4) 消却する株式の総数	10,940株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 10.68%)
(5) 消却後の発行済株式総数	91,454株
(6) 消却日	平成29年6月15日

(株式分割及び単元株制度採用)

当社は、平成29年6月1日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を行うことを決議し、平成29年6月17日付で株式分割しております。また、上記株式分割に伴い、臨時株主総会決議により定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年6月16日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	91,454株
今回の分割により増加する株式数	4,481,246株
株式分割後の発行済株式総数	4,572,700株
株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月17日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2,605円	53円
第2回新株予約権	19,000円	380円
第3回新株予約権	19,000円	380円
第4回新株予約権	90,000円	1,800円
第5回新株予約権	90,000円	1,800円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	57,900	—	—	57,900	4,849	3,879	53,050
工具、器具及び備品	22,626	6,860	2,850	26,636	11,496	7,967	15,139
有形固定資産計	80,526	6,860	2,850	84,536	16,346	11,846	68,190
無形固定資産							
ソフトウエア	—	—	—	—	—	7,807	—
無形固定資産計	—	—	—	—	—	7,807	—

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	103	—	—	103

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	436,532
小計	436,532
合計	436,532

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ウェブペイ株	27,910
株サイバーエージェント	3,564
株ヘッドウォーターズ	1,080
株シャンテリー	900
楽天株	712
その他	52,023
合計	86,190

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
63,130	802,500	779,440	86,190	90.0	34.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

②固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
オリックス不動産投資法人	100,028
合計	100,028

③ 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額(千円)
(株)ランドスケイプ	12,744
Facebook Ireland Limited.	3,538
(株)オフィスバスターズ	2,450
朝日インターネット・ティップ(株)	2,160
Amazon Web Services, Inc.	1,360
その他	19,637
合計	41,890

ロ. 前受金

相手先	金額(千円)
(株)グリッド	2,031
(株)EVERRISE	1,296
(株)LITALICO	1,188
(株)エース	1,080
(株)ストランザ	1,044
その他	103,783
合計	110,423

ハ. 未払法人税等

相手先	金額(千円)
未払法人税等	49,140
合計	49,140

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注1）</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： https://www.wantedly.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年4月27日	萩原 学	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ウォンテッドリー 代表取締役 仲 晃子	東京都港区白金台5-12-7	当社	11,940	50,028,600 (4,190) (注) 4	所有者の事情による譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年9月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、簿価純資産法により算出した価格に基づき、当事者間で協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権（1）	株式（1）	株式（2）
発行年月日	平成26年11月26日	平成27年6月12日	平成27年9月15日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	普通株式
発行数	普通株式 1,300株	2,224株	90株
発行価格	19,000円 (注) 4	90,000円 (注) 4	90,000円 (注) 4
資本組入額	9,500円	45,000円	45,000円
発行価額の総額	24,700,000円	200,160,000円	8,100,000円
資本組入額の総額	12,350,000円	100,080,000円	4,050,000円
発行方法	平成26年11月26日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	新株予約権（2）	新株予約権（3）
発行年月日	平成27年11月26日	平成29年2月15日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,560株	普通株式 70株
発行価格	90,000円 (注) 4	90,000円 (注) 4
資本組入額	45,000円	45,000円
発行価額の総額	140,400,000円	6,300,000円
資本組入額の総額	70,200,000円	3,150,000円
発行方法	平成27年11月26日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成29年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要

と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式、類似会社比準方式により算定された価格であります。
5. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、類似会社比準方式・純資産価格方式により算定された価格であります。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権（1）	新株予約権（2）	新株予約権（3）
行使時の払込金額	19,000円	90,000円	90,000円
行使請求期間	平成28年11月27日から 平成36年11月26日まで	平成29年11月27日から 平成37年11月26日まで	平成31年2月16日から 平成39年2月15日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川崎禎紀	東京都目黒区	会社役員	1,000	19,000,000 (19,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

（注）新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）3名、割当株式の総数300株に関する記載は省略しております。

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本経済新聞社 代表取締役社長 岡田直敏 資本金 2,500百万円	東京都 千代田区大手町 一丁目3番7号	メディア事業	1,111	99,990,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
杉山全功	東京都世田谷区	会社役員	400	36,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
松本浩介	東京都目黒区	会社役員	400	36,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
川田尚吾	東京都世田谷区	会社役員	313	28,170,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)

- （注）1. 株式会社日本経済新聞社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
 2. 杉山全功は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
 2. 松本浩介は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
木村新司	7 cove grove, Singapore	会社役員	90	8,100,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)

新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川崎禎紀	東京都目黒区	会社役員	1,200	108,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

（注）新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）4名、割当株式の総数360株に関する記載は省略しております。

新株予約権（3）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
吉田祐輔	東京都大田区	会社員	70	6,300,000 (90,000)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
仲暁子（注2，3）	東京都渋谷区	3,282,000	68.98
株式会社サイバーエージェント（注2）	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	528,000	11.10
川田尚吾（注2）	東京都世田谷区	303,650	6.38
木村新司（注2）	7 cove grove, Singapore	196,500	4.13
川崎禎紀（注2，4）	東京都目黒区	155,000 (134,000)	3.26 (2.81)
アキタイプ株式会社（注2）	東京都港区麻布十番二丁目8番10号	96,000	2.02
株式会社日本経済新聞社（注2）	東京都千代田区大手町一丁目3番7号	55,550	1.17
ウォンテッドリー株式会社	東京都港区白金台五丁目12番7号	50,000	1.05
相川直視（注5）	東京都練馬区	28,500 (28,500)	0.59 (0.59)
杉山全功（注2）	東京都世田谷区	20,000	0.42
松本浩介（注2）	東京都目黒区	20,000	0.42
久保長礼（注5）	東京都目黒区	11,000 (11,000)	0.23 (0.23)
藤本遼平（注5）	東京都調布市	7,000 (7,000)	0.15 (0.15)
吉田祐輔（注5）	東京都大田区	3,500 (3,500)	0.07 (0.07)
大谷昌継（注5）	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
計	—	4,758,200 (185,500)	100.00 (3.90)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 当社の特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。
3. 当社の特別利害関係者等（当社代表取締役）であります。
4. 当社の特別利害関係者等（当社取締役）であります。
5. 当社の従業員であります。
6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月14日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

吉村孝郎



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

森田建司



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウォンテッドリー株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年9月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年8月1日

ウォンテッドリー株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉村孝郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森田建司



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウォンテッドリー株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年8月1日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

吉村 孝郎



森田 健司



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウォンテッドリー株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上